

高野山大学学費分割納入規程

(目的)

第1条 この規程は、高野山大学（以下「本学」という。）学則第25条第2項・大学院学則第21条第2項及び別科規程第16条第2項の規定に基づき、経済的事情により学費納入期限内（新生にあつては、入学手続期間内）に学費の納入が困難である在学生又は新生に係わる、学費分割納入（以下「分納」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分納対象学費)

第2条 授業料及び教育充実費とする。

(申請)

第3条 学費の分納を希望する者は、本学所定の学費分納願（別紙様式）に必要な事項を記入して申請し、学長の許可を受けなければならない。

2 申請の結果は申請者へ通知する。

(申請時期)

第4条 在学生は、学費納入期限の1週間前までに、新生は、各入学試験の入学手続期間内に、それぞれ前条の第1項に規定する学費分納願を経理係へ提出するものとする。

(分納回数)

第5条 在学生の学費の分納は、前期分については4月・5月・6月・7月の4回に分割して、後期分については9月・10月・11月・12月の4回に分割して分納することができる。

2 新生の学費の分納は、前期分については各入学試験の入学手続期間の月を初回とし、以後順次各月毎に4回に分割して、後期分については9月・10月・11月・12月の4回に分割して分納することができる。

(分納金額)

第6条 分納する1回の金額は、当該期の学費納入額の4分の1相当額を原則とする。

2 前項により難しい場合は、1回の分納金額が5万円を下回らない額とする。

3 分納の途中において分納の必要がなくなった場合は、残額を一括納入できる。

(その他)

第7条 この規程の運用にあたり必要な事項は別に定める。

2 この規程の運用及び改廃に係る事務主管課は、経理係とする。

附 則

この規程は、平成13年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行する。